

令和3年度
運 營 方 針

令和3年3月26日
浜田地区広域行政組合

令和3年度 浜田地区広域行政組合 運営方針

はじめに

第94回浜田地区広域行政組合議会定例会の開会に当たり、令和3年度の当初予算を始めとする諸議案の説明に先立ちまして、今後の浜田地区広域行政組合運営の基本的な方針を申し述べ、議員並びに圏域住民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 共同処理する事務

本組合は、地方自治法に基づき、関係市の事務の一部を共同処理するために設置されており、その事務は、規約において「広域連携事業」、「介護保険事業」、「可燃ごみ処理事業」の3つの事業を行うこととしております。それでは、これらの事務について、令和3年度の基本方針を申し上げます。

(1) 広域連携事業

1点目は、「広域連携事業」についてであります。

浜田地区広域連携推進事業は、島根県からの補助金を原資として造成した基金を取り崩して、平成24年度から10年間の計画で事業を実施しております。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら『子ども交流事業』など、いくつかの事業を中止いた

しました。

計画の最終年度となる令和3年度においては、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えながら、広域連携推進事業計画に基づいて、4つの事業に取り組んでまいります。

まず、『子ども交流事業』につきましては、郷土学習の場として定着しており、子どもたちが体験する様々な活動は、ふるさとを愛し豊かな心を育む上でたいへん有意義な事業であると考えます。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底し、圏域の住民の皆さん、教育機関、各種団体や関係市と連携して実施できるよう取り組んでまいります。

次に、『広域観光推進事業』につきましては、魅力的な圏域の情報発信に主眼を置き、関係市や関係団体と協力して実施してまいります。

次に『人材育成事業』につきましては、介護サービスの質の向上を目指す「介護人材キャリアアップ事業」を引き続き実施いたします。

また、「介護の入門的研修等実施事業」として、日常に役立つ介護の知識や介護職として必要な基本的知識、技術等を学ぶ研修を開催いたします。

さらに、介護サービス事業所を対象に人材育成、職場環境の改善、事務効率化等を目的とした「生産性向上研修」を実施いたします。

次に『圏域振興事業』につきましては、和紙製品の販路拡大を目的とし、和紙生産に携わる後継者への支援や神楽社中の和紙購入費の一部を助成する「石州和紙販路拡大事業」に取り組みます。

また、石州瓦工業組合が行うPR活動を支援する「石州瓦振興事業」も引き続き実施いたします。

なお、約1,500万円の基金残額が生じることが予測されるため、当該計画の実施期間の延長について島根県と協議を進めてまいります。

(2) 介護保険事業

2点目に、「介護保険事業」についてであります。

本圏域では、団塊の世代の高齢化に伴い、しばらくの間、75歳以上の高齢者数が増加することが予想されます。

また、高齢化率につきましても、中山間地域で50%を超える地域があることから、今後は、高齢者に配慮した「生活基盤」や「介護保険サービスの提供体制」の整備が重要になると考えております。

さらに、医療ケアを必要とする要介護高齢者が、必要な介護保険サービスを求めて他圏域の施設にやむを得ず入所するケースが増えていることが、新たな課題となっております。

こうした状況を踏まえた上で、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期介護保険事業計画」を策定いたしま

した。この計画では、高齢者が「住みなれた地域で自分らしく暮らすことができる圏域」を目指すべき姿と位置づけております。その実現に向けて、介護医療院の整備などサービスの提供体制の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの充実、医療・介護の連携強化などの目標を掲げ、取組を進めてまいります。

また、介護保険料につきましては、第7期と比べて、380円、率にして、5.4%引き下げて6,600円といたしました。これは、今後の介護保険給付費の伸び、介護認定率の推移、高齢者人口の増減などから保険料額を算出したのち、介護給付費準備基金の一部を取り崩し、補填したうえで決定したものであり、第8期における保険料の上昇を抑えることができました。

今後も、この介護保険料額を維持するためには、介護予防事業の取組が重要となります。「いきいき百歳体操」や「通いの場」を通じて高齢者の健康増進に努めるとともに、本圏域の課題の一つである要支援・要介護認定率の低下に努めてまいります。

高齢者が、たとえ、要介護状態や認知症になったとしても、なじみの関係の中で暮らし続けることができる「高齢者に優しい圏域」を目指して、関係市と連携して介護保険事業に取り組んでまいります。

(3) 可燃ごみ処理事業

3点目に、「可燃ごみ処理事業」についてであります。

可燃ごみ処理施設、エコクリーンセンターは、平成18年12月の稼働開始から14年が経過し、施設全体に経年劣化が進行していることから、国のエネルギー対策特別会計補助金を活用した基幹的設備改良事業を令和5年度から令和7年度までの3か年事業として行う予定としています。

令和3年度におきましては、「浜田地域循環型社会形成推進地域計画」に基づいて、基幹的設備改良工事と運転管理業務を一括して委託する方式、いわゆるDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式での発注に向けた仕様書の作成などを行い、令和4年12月の契約締結を目途に取り組んでまいります。

なお、現行の運転保守管理業務契約は、令和3年度までとなっておりますので、改良工事のスケジュールに合わせ、1年延長する方向で調整してまいります。

現在、エコクリーンセンターは大きな事故や故障もなく順調に稼働しております。近年の直接搬入者増加による渋滞の発生に対しましては、スムーズな搬入ができるよう引き続き適切な対策を行い、圏域の皆さんの協力もいただきながら安心・安全な施設運営に努めてまいります。

2 令和3年度予算

続きまして、令和3年度当初予算について概略を説明いたします。

まず、一般会計の総額は、10億9,188万5千円で、前年度当初予算と比べて、金額で1億3,617万1千円、率にして11.1%減の予算となっております。減額の主な要因は、エコクリーンセンター建設の際に借り入れを行いました平成17年度分のごみ処理施設整備事業債の償還終了によるものであります。

なお、令和3年度の償還をもって建設に伴う借り入れに対する償還は全て終了いたします。

次に、介護保険特別会計の予算総額につきましては、117億2,272万2千円で、介護保険給付費の減少に伴い、前年度当初予算と比較して3億2,753万7千円、率にして2.7%減の予算となっております。

以上、令和3年度浜田地区広域行政組合運営の基本的事項について申し上げます。

今後とも、関係市と連携を図りながら、広域行政に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。